

紹介状を持たずに外来受診する初診、再診時の特別料金について

国の医療保険制度により、一定規模以上の対象となる病院では、紹介状を持たずに外来受診する患者さんからは一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することになっております。

当院では、令和2年7月1日から適用となりましたが、この度、国の制度見直しにより令和4年10月1日から「特別の料金」について、初診時は2,000円、再診時は500円引き上げることとなりました。

つきましては、紹介状を持たずに外来受診する初診、または、再診の患者さんには一部負担金とは別に下記の「特別の料金」を徴収いたします。

ただし、緊急に受診する場合等、やむを得ない事情により受診する場合にあってはこの限りではございません。ご理解のほどお願いいたします。

記

○紹介状を持たずに外来受診する初診、再診時の特別料金

初診時	金額	再診時	金額
医科	7,000円(税込)	医科	3,000円(税込)
妊娠、出産にかかる診療等	6,364円(非課税)	妊娠、出産にかかる診療等	2,728円(非課税)
歯科	5,000円(税込)	歯科	1,900円(税込)

(備考) ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

担当:宮城県立こども病院 事務部医事課

電話:022-391-5111

.....

同意書

紹介状を持たずに外来受診する初診、再診時の特別料金の支払いに同意します。

令和 年 月 日

患者

氏名 _____

ご家族

氏名 _____

宮城県立こども病院